

騒音・振動・悪臭の特定施設 および特定作業について

騒音規制法、振動規制法、我孫子市環境条例による
「特定施設」・「特定作業」の届出の手引き

届出先：我孫子市生活衛生課

我孫子市我孫子 1858 番地 庁舎分館 2 階 TEL：04-7185-1130

目 次

	ページ
一 特定施設の届出の概要	1
1. 届出の時期について	1
2. 届出を要する区域（指定地域等）	1
二 騒音・振動に係る特定施設について	2
1. 騒音に係る特定施設の届出対象機器について	2
【表－1】騒音に係る特定施設の対照表	2～7
2. 振動に係る特定施設の届出対象機器について	7
【表－2】振動に係る特定施設の対照表	7～8
3. 悪臭に係る特定施設について	9
【表－3】悪臭に係る規制基準	9
【表－4】悪臭に係る特定施設（市条例）	10～11
三 騒音・振動・悪臭に係る特定作業について	12
1. 騒音又は振動に係る特定作業	12
【表－5】騒音又は振動に係る特定作業	12
2. 悪臭に係る特定作業	12
【表－6】悪臭に係る特定作業	12～13
3. 騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設設置の届出について	13
4. 我孫子市環境条例に基づく特定施設の届出について	14
5. 我孫子市環境条例に基づく特定作業の届出について	14
四 騒音及び振動の規制基準の概要	15
1. 規制基準の遵守	15
【表－7】騒音規制法・振動規制法と我孫子市環境条例による規制基準	16
【表－8】騒音規制法、振動規制法、我孫子市環境条例による規制基準の時間区分	16
2. 報告及び検査について	18
様式第3号（第11条第1項関係）特定施設設置（使用）届出書	19
別紙1 騒音に係る特定施設の概要	20
別紙2 振動に係る特定施設の概要	21
様式第4号（第12条第1項関係）特定作業実施届出書	22
別紙1 騒音又は振動に係る特定作業の概要	23
別紙2 悪臭に係る特定作業の概要	24

一 特定施設の届出の概要

騒音規制法、振動規制法及び我孫子市環境条例により、我孫子市内において、工場・事業所内に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生させる施設で、政令、市規則で定めるもの（以下「特定施設」といいます。）については、次のような規制があります。

届 出 義 務

規 制 基 準 の 遵 守

市の求めに対し報告を行う義務(条例第 50 条)
市職員による検査を受ける義務(条例第 56 条)

1. 届出の時期について

特定施設の設置は、工事の開始の日の30日（悪臭に係る市条例の特定施設は60日）前までに、特定施設設置届出書、施設の概要等その他必要書類を届出する必要があります（法第6条、市条例第39条）。

2. 届出を要する区域（指定地域等）

(1) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域（届出を要する地域）は以下の通りです。

用途地域並びに市街化調整区域のうち大字日秀字石井戸の全部の地域及び字久保田の一部の地域

(摘要：平成8年9月1日 千葉県告示による)

(2) 我孫子市環境条例に基づき届出を要する地域は市内全域です。

- ① 市条例と騒音規制法・振動規制法が重複する場合には、法令に基づく特定施設の届出が優先されます。
- ② 我孫子市では、環境保全の観点から、騒音規制法・振動規制法の上乗せ（横出し）規制を市条例で行い、届出を義務付けています。
- ③ 冷凍機、空調機等のヒートポンプ熱交換器は、元々法律で規制対象外となっているため、従来は冷媒の「圧縮機」として市条例による届出対象としていましたが、平成29年度の規則改正により「冷凍機」、「空調機」、「エコキュート」として独立した項目を設けました。

二 騒音・振動に係る特定施設について

1. 騒音に係る特定施設の届出対象機器について

騒音規制法に基づく特定施設は法施行令別表第1に、市環境条例に基づく特定施設は条例施行規則別表第1に規定されています。法施行令と市条例（上乘せ・横出し規制）との関係は、下表のとおりです。

【表－1】騒音に係る特定施設の対照表

騒音規制法		我孫子市環境条例	
番号	施設の種類の	番号	施設の種類の
1	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマーマシン リ ブラスト(タンブラー以外のものであって密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	1	金属加工機械 ア 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) イ 製管機械 ウ ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) キ 鍛造機 ク ワイヤフォーマーマシン ケ ブラスト コ タンブラー サ 製鋌機 シ 製釘機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研磨機 チ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)

2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	2 3	<p>2 圧縮機</p> <p>3 送風機</p> <p>ア 商業系用途地域及び工業系用途 地域においては、一の制御系統に係る原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</p> <p>イ 住居系用途地域及びこれに隣接する市街化調整区域においては、一の制御系統に係る原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。</p>
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の格定出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	4	<p>4 粉碎機</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機</p> <p>イ 食品加工用粉碎機</p> <p>ウ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。)</p>
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	5	<p>5 繊維機械</p> <p>ア 織機(原動機を用いるものに限る。)</p> <p>イ 紡績機械</p> <p>ウ 編組機</p> <p>エ ねん糸機</p>
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)</p> <p>ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)</p>	6	<p>建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント</p> <p>イ アスファルトプラント</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)		

7	<p>木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の格定出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の格定出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p>	7	<p>木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ かな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機	8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機	10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジヨルト式のものに限る。）	11	鋳型造型機
		12	ニューマチックハンマー
		13	ロール機
		14	自動製びん機
		15	ドラムかん洗浄機
		16	ロータリーキルン
		17	コルゲートマシン
		18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る）
		19	<p>走行クレーン</p> <p>ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合</p>

			計が7.5キロワット以上のものに限る。)
		20	集じん装置
		21	<p>冷凍機</p> <p>ア 商業系用途地域及び工業系用途地域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が3.75キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</p> <p>イ 住居系用途地域及びこれに隣接する市街化調整区域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が2.25キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。</p>
		22	<p>原動機（船舶、車両等又は非常用原動機として使用されるものを除く。）</p> <p>ア 商業系用途地域及び工業系用途地域においては、一の制御系統に係る原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</p> <p>イ 住居系用途地域及びこれに隣接する市街化調整区域においては、一の制御系統に係る原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。</p>
		23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
		24	営業を目的として設置される原動機付2輪車（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第9号に規定する自動車のうち自動2輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設

		25	<p>空調機</p> <p>ア 商業系用途地域及び工業系用途地域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が3.75キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</p> <p>イ 住居系用途地域及びこれに隣接する市街化調整区域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が2.25キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。</p>
		26	<p>ヒートポンプ給湯器(空調機又は冷凍機と兼用する場合を除く。)</p> <p>ア 商業系用途地域及び工業系用途地域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が3.75キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</p> <p>イ 住居系用途地域及びこれに隣接する市街化調整区域においては、電気式のものにあつては一の制御系統に係る冷媒の圧縮機の定格出力が2.25キロワット以上のもの、エンジン式のものにあつては一の制御系統に係るエンジンの定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。</p>
<p>備考 次に掲げる施設は除く。</p> <p>1 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設。</p>	<p>備考 次に掲げる施設は除く。</p> <p>1 騒音規制法の指定地域内に設置される騒音規制法上の特定施設。</p> <p>2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設。</p>		

※ 電気事業法第2条第7項に規定する電気工作物又はガス事業法第2条第7項に規定するガス工作物である特定施設を指定地域内に設置する場合は、電気事業法、ガス事業法の相当する規定が適用され、市への届出の必要はありません。ただし、指定地域外又は、法令上の特定施設でないが、市条例で特定施設となる施設は市条例の規定が適用されます（騒音規制法第21条）。

2. 振動に係る特定施設の届出対象機器について

振動規制法に基づく特定施設は法施行令別表第1に、市環境条例に基づく特定施設は条例施行規則別表第1に規定されています。法施行令と市条例（上乘せ・横出し規制）との関係は、【表-2】振動に係る特定施設の対照表のとおりです。

【表-2】振動に係る特定施設の対照表

振 動 規 制 法		我 孫 子 市 環 境 条 例	
番号	施 設 の 種 類	番号	施 設 の 種 類
1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上ものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤードフォーミングマシン（原動機の格定出力が37.5キロワット以上ものに限る。）	1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機（シャーリングマシン、原動機の定格出力が1キロワット以上ものに限る。） カ 鍛造機 キ ワイヤードフォーミングマシン
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上ものに限る。）	2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上ものものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の格定出力が7.5キロワット以上ものものに限る。）	3	粉碎機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上ものものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機（破碎機及び摩碎機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	4	織機（原動機を用いるものに限る。）

5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）	5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）	8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機	9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
		11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
備考 次に掲げる施設は除く。 1 鉱山保安法第2条第2項に規定する号）鉱山に設置される施設。		備考 次に掲げる施設は除く。 1 振動規制法の指定地域内に設置される騒音規制法上の特定施設。 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設。	

※1 電気事業法第2条第7項に規定する電気工作物又はガス事業法第2条第7項に規定するガス工作物である特定施設を指定地域内に設置する場合は、電気事業法、ガス事業法の相当する規定が適用され、市への届出の必要はありません。ただし、指定地域外又は、法令上の特定施設でないが、市条例で特定施設となる施設は市条例の規定が適用されず（振動規制法第18条）。

※2 平成29年4月の条例施行規則改正に伴い、別表第1「1 騒音に係る特定施設」中、「21 冷凍機」、「25 空調機」、「26 ヒートポンプ給湯器」については、騒音に係る特定施設の届出のみを行い、振動に係る特定施設「圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）」の届出は不要とします。

3. 悪臭に係る特定施設について

悪臭防止法に特定施設の規定はありませんが、市環境条例の規定により、著しい悪臭を発生させる下表の施設（悪臭に係る特定施設）については、設置の60日前までに特定施設の届出が必要となります。

ところで、我孫子市は「臭気指数規制」を導入していますので、悪臭防止法に基づき、事業者は敷地境界においてこの規制基準を守らなければなりません。工場・事業場が規制基準を満たさず、かつ、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市は改善勧告を行うことができます。また、この改善勧告に従わない場合、市は改善命令を行い、命令に違反した者には罰則が科せられることがあります。

事業者の方は、悪臭に係る特定施設に該当しない場合でも敷地境界における臭気指数が規制値を超過する恐れがないかを事前に十分調査をしてください（環境省「よくわかる臭気指数規制2号基準」パンフレットを参照のこと）。

【表－3】悪臭に係る規制基準

規制地域の区分		規制区分（臭気指数）		
		敷地境界	気体排出口	排水
A 地域	第1、2種低層住居専用地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
	第1、2種中高層住居専用地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
	第1、2種住居専用地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
	準住居地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
B 地域	近隣商業地域	13	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	29
	商業地域	13	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	29
	準工業地域	13	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	29
	市街化調整地域	13	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	29
C 地域	工業地域	14	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	30
	工業専用地域	14	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	30

【表－４】悪臭に係る特定施設（市条例）

番 号	施 設 の 種 類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 熔融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研磨施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設

8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 非鉄金属溶融施設 イ 溶融めっき施設 ウ 電気めっき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研磨施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設
10	畜産農業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 酪農又は肉用牛生産施設 イ 養豚施設 ウ 養鶏施設
11	廃棄物の処分の用に供する施設
12	その他市長が定める施設

三 騒音・振動・悪臭に係る特定作業について

業として行われる作業であって著しい騒音・振動・悪臭を発生させる下表の作業（特定作業）についても届出が必要です。

1. 騒音又は振動に係る特定作業

【表－5】騒音又は振動に係る特定作業

番 号	作 業 の 種 類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋梁の組立の作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）
4	自走式破砕機による破砕作業（建設現場における作業を除く。）

備考 騒音・振動に係る特定施設を設置して行う作業は除く。

2. 悪臭に係る特定作業

【表－6】悪臭に係る特定作業

番 号	作 業 の 種 類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	飼料又は有機肥料の製造（13の項に掲げる施設を除く。）
5	貝灰の製造
6	綿の製造又は再生
7	金属箔又は金属粉の製造
8	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
9	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
10	動物質廃棄物の焼却作業
11	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
12	ドライクリーニング

1 3	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
1 4	動植物油の精製
1 5	油かんその他の空きかんの再生
1 6	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
1 7	金属の圧延又は熱処理
1 8	自動車（道路交通法第2条第9号に規定する自動車をいう。）を解体又は修理する作業
1 9	紙又はパルプの製造
2 0	皮革製品の製造
2 1	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
2 2	たん白質の加水分解
2 3	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
2 4	その他市長が定める作業

備考 市条例の悪臭に係る特定施設を設置して行う作業は除く。

3. 騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設設置の届出について

- (1) 新たに特定施設を設置する場合。（騒音規制法・振動規制法第6条第1項の規定）
 - ① 様式第1 特定施設設置届出書
 - ② ①に基づき別紙にて騒音・振動の防止の方法
 - ③ 添付書類として工場・事業所及びその付近の見取図
- (2) 新たに指定地域に編入され、又は政令の改正により新たに特定施設を設置していることとなった場合。（騒音規制法・振動規制法第7条第1項の規定）
 - ① 様式第2 特定施設使用届出書
 - ② ①に基づき別紙にて騒音・振動の防止の方法
 - ③ 添付書類として工場・事業所及びその付近の見取図
- (3) 特定施設の種類、能力ごとの数に変更がある場合、使用方法に変更がある場合（法第8条第1項の規定）
 - ① 様式第3 「特定施設の種類及び・・・変更届出」
- (4) 氏名（名称・住所・所在地）に変更がある場合 （法第10条第1項の規定）
 - ① 様式第6 氏名（名称・住所・所在地）変更届出書
- (5) 特定施設を全て廃止した場合 （法第10条第1項の規定）
 - ① 様式第7 特定施設使用全廃止届出書
- (6) 特定施設を承継した場合 （法第11条第1項の規定）
 - ① 様式第8 承継届出書

4. 我孫子市環境条例に基づく特定施設の届出について

(1) 新に特定施設を設置する場合。(条例第34条1項の規定) 規則等の改正により新に特定施設を設置していることとなった場合。(条例第36条1項の規定)

① 様式第3号 特定施設設置(使用)届出書

② ①に添付することとなっている書類(・工場等の事業経歴書 ・工場等の組織図 ・工場等の作業工程の概要説明書 ・工場等の敷地の周囲100メートルの見取図)

③ 「特定施設の概要」

騒音にあつては別紙1、振動にあつては別紙2、悪臭にあつては別紙3

④ ③にある騒音・振動・悪臭の防止の方法

⑤ ③にある添付する書類、図面

(2) 特定施設の種類、能力ごとの数に変更がある場合、使用方法に変更がある場合等構造に変更があった場合(条例第37条1項の規定)

① 様式第5号 特定施設設置構造等変更届出書

② 「特定施設の概要」

騒音にあつては別紙1、振動にあつては別紙2、悪臭にあつては別紙3

③ ②にある騒音・振動・悪臭の防止の方法

④ ②にある添付する書類、図面

(3) 氏名(名称・住所・所在地)に変更がある場合(条例第40条1項の規定)

① 様式第8号 氏名等変更届出書

(4) 特定施設を全て廃止した場合(条例第40条1項の規定)

① 様式第9号 特定施設等使用廃止届出書

(5) 特定施設を承継した場合(条例第41条3項の規定)

① 様式第10号 承継届出書

5. 我孫子市環境条例に基づく特定作業の届出について

(1) 新に特定作業を実施する場合。(条例第35条1項の規定) 規則等の改正により新に特定作業を実施していることになった場合。(条例第36条1項の規定)

① 様式第4号 特定作業実施届出書

② ①に添付することとなっている書類(・特定作業に係る事業経歴書 ・特定施設に係る組織図 ・特定作業の場所の付近の見取図)

③ 「特定作業の概要」

騒音・振動にあつては「別紙1」、悪臭にあつては「別紙2」

④ ③にある騒音・振動・悪臭の防止の方法

⑤ ③にある添付する書類、図面

(2) 特定作業の作業の目的に係る施設、防止の方法等に変更がある場合。(条例第37条1項の規定)

- ① 様式第6号 特定作業変更届出書
 - ② 「特定施設の概要」
騒音・振動にあつては「別紙1」、悪臭にあつては「別紙2」
 - ③ ②にある騒音・振動・悪臭の防止の方法
 - ④ ②にある添付する書類、図面
- (3) 氏名(名称・住所・所在地)に変更がある場合、特定作業を全て廃止した場合、特定作業を承継した場合は特定施設の届出書を準用する。

四 騒音及び振動の規制基準の概要

1. 規制基準の遵守

騒音規制法(振動規制法)では、

第5条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

我孫子市環境条例では、

第30条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

と規定しています。ここでいう「ばい煙等」とは、「ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭」を言います(我孫子市環境条例第2条第7号)が、騒音については、都市計画法の用途地域区分に応じて第1種区域から第4種区域まで、振動については第1種区域・第2種区域と段階的に規制基準が定まっています。

なお、都市計画区域内(法令の指定地域内)では騒音規制法・振動規制法と我孫子市環境条例の規制基準は同一です。市条例では、都市計画区域外(市街化調整区域)に対して「その他の地域」として基準を設けています。

都市計画上の用途地域と規制基準値を対応させると次頁【表-7】騒音規制法・振動規制法・我孫子市環境条例規制基準対照表のようになります。

【表－7】騒音規制法・振動規制法・我孫子市環境条例規制基準対照表

都市計画法の用途地域区分	騒音規制法の区域区分 規制基準	振動規制法の区域区分 規制基準	
第1種低層住居専用地域	第1種区域 昼間 : 50 dB以下 朝夕 : 45 dB以下 夜間 : 40 dB以下	第1種区域 昼間 : 60 dB以下 夜間 : 55 dB以下	
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	第2種区域 昼間 : 55 dB以下 朝夕 : 50 dB以下 夜間 : 45 dB以下	第2種区域 昼間 : 65 dB以下 夜間 : 60 dB以下	
第2種住居地域			
準住居地域			
調整区域の内、日秀の一部			
近隣商業地域	第3種区域 昼間 : 65 dB以下 朝夕 : 60 dB以下 夜間 : 50 dB以下	第2種区域 昼間 : 65 dB以下 夜間 : 60 dB以下	
商業地域			
準工業地域			
第1特別地域			第2種区域に該当
工業地域	第4種区域 昼間 : 70 dB以下 朝夕 : 65 dB以下 夜間 : 60 dB以下	第2種区域 昼間 : 65 dB以下 夜間 : 60 dB以下	
第1特別地域			第2種区域に該当
第2特別地域			第3種区域に該当
工業専用地域			第3種区域に該当
第2特別地域			
その他の地域 (市街化調整区域)	昼間 : 60 dB以下 朝夕 : 55 dB以下 夜間 : 50 dB以下	昼間 : 60 dB以下 夜間 : 55 dB以下	

備考

- (1) その他の地域は我孫子市環境条例施行規則第6条によります。
- (2) 時間区分は法令、条例とも同じで下表の通りとなります。

【表－8】騒音規制法・振動規制法・我孫子市環境条例による規制基準の時間区分

	騒音	振動
昼間	午前8時から午後7時まで	午前8時から午後7時まで
朝夕	朝 : 午前6時から午前8時まで 夕 : 午後7時から午後10時まで	—————
夜間	午後10時から翌午前6時まで	午後7時から翌午前8時まで

(3) 特別地域について

第1特別地域とは、「準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。」

第2特別地域とは、「工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。」

(4) 騒音について

① 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

② 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いるとする。

③ 騒音の測定点は、原則として音源の存する場所の敷地境界上における地点とする。ただし、音源の存する場所及びその他の状況により、これにより難いとき、又はこれによることが適当でないときは、当該音源の存する場所以外の騒音の影響を受ける場所のうち、音量の最大値を示す地点とする。

(5) 騒音の測定方法について

当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

⑤ 表に規定するその他の地域で、市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。

(6) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の地域内に存する学校、保育所、病院、収容施設を有す療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(7) この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音、飲食店営業等に係る深夜における騒音及び交通機関の走行音等については適用しない。

(8) 振動について

①「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

②振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

(8) 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とする。

(9) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(10) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(11) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

①測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

②測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(12) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(13) 表に規定するその他の地域で市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。

(14) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5ベルを減じた値とする。

(15) この表は、建設作業に伴って発生する振動及び交通機関の走行に伴って発生する振動等については、適用しない。

2. 報告及び検査について

特定施設を有する工場、事業所は騒音、振動の問題について、特定施設の状況、その他必要な事項の報告を、市から求められた場合、市に対して報告を行う必要があります。

また、市の求めに応じて、特定施設を設置する工場、事業所内に、市の職員を立ち入らせ、特定施設その他の物件の検査を受けなければなりません（騒音規制法第20条、振動規制法第17条、我孫子市環境条例第55条・56条）。

様式第3号（第11条第1項関係）

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者氏名）

この届出 職氏名
の取扱者 （電話番号）

特定施設の設置 使用 について、我孫子市環境条例 第34条第1項 第36条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分（該当するものを○で囲むこと。）	1 騒音 2 振動 3 悪臭 4 地下水位の著しい低下地盤の沈下			
工場又は事業場の名称	（電話番号）			
工場又は事業場の所在地	（郵便番号）			
公害防止担当部課名（責任者職氏名）	（ ）	資本金若しくは出資金又は資産の総額	万円	
業種又は作業の種類			常時勤務する従業員の数	人
主要生産品目			通常の始業及び終業の時刻	時 分から 時 分まで
用途地域の種類			敷地面積	m ²
			建築面積	m ²
届出済の特定作業又は特定施設（該当するものを○で囲むこと。）	特定作業 1 騒音 振動	特定施設 1 騒音	建築確認許可	有・無
		2 振動	農地転用許可	有・無
	2 悪臭	3 悪臭	農地転用届出	有・無
			△特定施設の種類	別紙のとおり
3 地下水位の著しい低下地盤の沈下	4 地下水位の著しい低下地盤の沈下	△特定施設の概要	構造	別紙のとおり
		使用の方法	騒音、振動、悪臭等の防止又は処理の方法	別紙のとおり
工場又は事業場の	総電力使用量 KWh/日	総用水量 m ³ /日	総排水量 m ³ /日	総燃料油使用量 ℓ/日
添付書類	1 工場又は事業場の事業経歴書 2 工場又は事業場の組織図 3 工場又は事業場に係る作業工程の概要説明書 4 工場又は事業場の敷地の周囲約100メートル以内の見取図			
※審査結果				
※受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1から4までのうち該当するものによること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。

別紙1

騒音に係る特定施設の概要					※区分 既・新・増・変
					※備考
施設の設置	着工予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	設置				
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類の種類				
	型 式				
	公 称 能 力				
	数				
	使用開始時刻	時 分	時 分	時 分	時 分
	使用終了時刻	時 分	時 分	時 分	時 分
騒音の防止の方法		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添付書類及び図面	1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音の防止施設（建屋を含む。）の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 4 騒音に係る特定施設の型式、公称能力及び騒音の大きさに関する説明書				

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 3 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 4 特定施設の種類の欄には、我孫子市環境条例施行規則別表第1の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。
- 5 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。
- 6 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。

別紙2

振動に係る特定施設の概要					※区分 既・新・増・変
					※備考
施設の設置	着工予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	設置				
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類の種類				
	型 式				
	公 称 能 力				
	数				
	使用開始時刻	時 分	時 分	時 分	時 分
	使用終了時刻	時 分	時 分	時 分	時 分
振動の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
添付書類及び図面	1 振動に係る特定施設の構造概要図 2 振動の防止施設の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 4 振動に係る特定施設の型式、公称能力及び騒音の大きさに関する説明書				

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 3 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 4 特定施設の種類の欄には、我孫子市環境条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。
- 5 振動の防止の方法の欄には、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。
- 6 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。

様式第4号（第12条第1項関係）

特 定 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

我孫子市長あて

届 出 者 住 所（所在地）

（郵便番号）

氏 名（名称及び代表者氏名）

Ⓞ この届出 職氏名

の取扱者

（電話番号）

特定作業の実施について、我孫子市環境条例第35条第1項第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定作業の区分（該当するものを○で囲むこと。）	1 騒音 振動	2 悪臭	3 地下水位の著しい低下 地盤の沈下
作業場の名称	（電話番号）		
作業場の所在地	（電話番号）		
環境保全担当組織名 （責任者職氏名）		資本金若しくは出資金 又は資産の総額	万円
業種又は作業の種類		常時従事する従業員 の数	人
主要生産品目		通常の始業及び終業 の時刻	時 分から 時 分まで
届出済の特定作業 又は特定施設 （該当するものを○ で囲むこと。）	特定作業	特定施設	用途地域の種類
	1 騒音 振動	1 騒音 振動	特定作業に要する 土地の面積 m ²
	2 悪臭	3 悪臭	
	地下水位の 3 著しい低下 地盤の沈下	地下水位の 4 著しい低下 地盤の沈下	△特定 作業の 概要
		種 類	別紙のとおり
		実施の期間及び 作業の時間	別紙のとおり
		ばい煙等の防止 又は処理の方法	別紙のとおり
添 付 書 類	1 特定作業に係る事業経歴書 2 特定作業に係る組織図 3 特定作業の場所の付近の見取図 4 特定作業の概要説明書		
※ 審 査 結 果			
※ 受 付 年 月 日	※ 受 理 年 月 日	※ 整 理 番 号	※ 備 考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1及び別紙2のうち該当するものによること。ただし、地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る作業にあっては、様式第3号別紙4によること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。

別紙1

騒音又は振動に係る特定作業の概要

※区分
既・新・増・変

※備考

特定作業の種類（該当のものを○で囲むこと。）		1 板金又は製かんの作業 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	1 板金又は製かんの作業 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
作業実施（予定）年月日			
特定作業の目的に係る施設の種類			
施設の型式及び能力			
施設の数			
作業の方法	1日の作業時間	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで
	1か月間の作業日数	日/月	日/月
	季節的変動の概要		
	原材料の種類 使用量		
作業場の状況			
騒音又は振動の防止の方法		別紙のとおり	別紙のとおり
添付書類及び図面	1 騒音又は振動の特定作業に係る作業工程図 2 作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図 3 屋内の作業場にあつては、建物の構造等の図面		

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 作業場の状況の欄には、特定作業を行う場所が建屋内か屋外かを明確にすること。
- 騒音又は振動の防止の方法は別紙とし、特定作業を行う建屋の構造、遮音壁の設置等騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。

悪臭に係る特定作業の概要

※区分 既・新・増・変
※備考

作業の実施	作業実施(予定) 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
特定作業の種類							
作業の方法	特定作業の目的に係る施設の種類の種類						
	原料の種類						
	原料の使用量(貯蔵種類及び貯蔵量)						
	製品名及び製造量						
処理の方法	建屋の構造						
	集気の方法						
	処理施設の種類の種類、名称及び型式						
	発生 の 予 想 と さ れ る 悪 臭 の 種 類 等		処理前				
			処理後				
			処理前				
			処理後				
			処理前				
			処理後				
			処理前				
			処理後				
	排出ガス量		最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分	最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分	最大 通常
排出ガスの温度		℃		℃		℃	
排出口から敷地境界線までの最短水平距離		m		m		m	
特定作業から発生する廃棄物の種類及び処理方法							
特定作業において取り得る条例第16条の措置の方法							
添付書類及び図面	1 悪臭の排出及び処理作業の系統概要説明書 2 悪臭の量等に関する説明書 3 悪臭の特定作業の目的に係る施設の構造概要図 4 悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図						

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定作業の種類欄には、我孫子市環境条例施行規則別表第2の2に掲げる番号及び作業名を記入すること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A列4番とすること。